

那須塩原市プレミアム商品券発行事業要領

那須塩原市商工会
西那須野商工会

1. 目的

那須塩原市民の生活支援、商工業者の事業意欲向上や経営安定化対策を重視し、低迷する消費の喚起により地元購買率の向上を図ることにより地域経済の活性化を目的とする。

2. 事業内容

- ①額面総額5億5千万円分の商品券(プレミアム10%付き)を、18才以上の那須塩原市民並びに那須塩原市内に勤務する人に販売する。
- ②商品券の取扱は那須塩原市に事業所を有し、商品券の取扱を希望する事業所とする。

3. 商品券の名称・発行方式・利用期間

- ①名称は『那須塩原市プレミアム商品券』とする
- ②商品券の1枚の額面は、1,000円とし、1冊(11枚綴り:額面11,000円)単位(販売金額10,000円)で販売する。また、一人あたり販売限度は、10冊(額面110,000円:販売額100,000円)とする。
- ③1冊11枚綴りとするが、利用できる事業所は下記のとおりとする。
商品券は、共通券とし全ての取扱店で利用できる。
- ④利用期間は平成29年8月27日(日)から平成30年1月31日(水)までとする。

4. 商品券の取扱方法

- ①取扱店は、消費者が商品券により商品を購入、またはサービスの提供を受けようとする場合には、現金同様に取扱うものとする。また、現金との引換や釣銭の支払いは行わないものとする。更には、換金性の高い商品(たばこ等・各種商品券・プリペイドカード・切手・印紙等)や公共料金(電気・水道・ガス・電話(携帯電話を含む)等)・市指定ゴミ袋等・税金(市・県・国税)等の支払については取り扱わないものとする。
- ②消費者からの換金手数料等は一切徴収しないものとする。
- ③商品券の換金は口座振込とする。
- ④換金申請は、月2回(15日・30日)の午前9時から午後4時までとする。但し、締切日が休業日(土日・祝祭日)の場合は翌営業日、12月は15日と25日とし最終の換金日については2月13日とする。また、取扱店が回収した商品券を換金する場合には、回収商品券裏面に取扱店印(ゴム印等)を押印の上、『商品券換金申込書』に必要事項を記入し、所定(各商工会・支所)の換金窓口を持参して換金するものとする。
- ⑤商品券の枚数、裏面の取扱印の確認を行った後に、指定された口座に5営業日以内に振り込むものとする。
- ⑥取扱店換金手数料については、下記の区分により徴収する。
 - 1)会員事業所は1%とする。
 - 2)会員事業所で那須塩原市内に本店等がない大型店(売場面積1,000㎡以上)は2%とする。
 - 3)非会員事業所は5%とする。
- ⑦口座振込手数料については、下記の区分により徴収する。
 - 1)会員事業所は無料とする。
 - 2)ネットバンク(セブン銀行等)への振込については会員、非会員問わず、振込手数料を徴収する。
 - 3)非会員事業所は、金融機関所定の振込手数料を徴収する。
- ⑧商品券の換金期限は、平成30年2月13日(月)までとする。

5. 取扱店加盟資格

那須塩原市内に事業所がある事業者とする。(但し、娯楽業・パチンコ・ゲームセンター・雀荘等や風営法に関する業種・公序良俗に反する業種を除く)

6. 加盟料

- ①会員取扱店は、無料とする。
- ②会員以外の取扱店は、30,000円とする。

7. 販売方法

- ①販売開始は、平成29年8月27日(日)からとし、当日、完売しなかった場合に限り、翌日8月28日から9月30日までの月曜日から土曜日(祝祭日除く)の販売を行う。但し、発売初日に限り、販売時間を午9時から午後3時とする。それ以降の販売時間については、午前10時から午後3時までとする。
- ②販売場所は、那須塩原市商工会本所、支所並びに西那須野商工会窓口で販売する。但し、販売初日に限り、くろいそ運動場体育館、三島体育センター、市塩原支所の3ヶ所とする。
- ③現金のみの販売とする。(カード等の販売はしない)
- ④先着順とし、完売次第終了する。
- ⑤予約販売は行わない。
- ⑥販売した商品券の返品は不可とする。
- ⑦多重購入を防止するため、購入時に身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証等)の提示を求める事が出来るものとする。
- ⑧弱者対策(障害者等)の先行販売については、平成29年8月24日(木)・25日(金)の2日間、那須塩原市商工会本所・塩原支所並びに西那須野商工会窓口で、前回同様に実施する。その場合は、代理者に対しての販売も認めるが、必ず障害者手帳を持参頂き、手帳に販売済みスタンプを押印するものとする。

8. 取扱店等の注意事項

- ①取扱店等は消費者から回収した商品券を、換金以外の用途(他店での買い物等)に使用してはならない。
- ②取扱店等は、商品券を他の取扱店へ営業上の債務支払い(買掛金・未払金等の決済)に使用してはならない。
- ③消費者からの換金手数料等は一切徴収してはならない。

9. その他

- ①商品券の偽造防止策として、コピー防止用の特殊紙使用や特殊印刷を行う。
- ②この事業を実施するうえで特別な事案が発生した場合は、事業企画委員会において、那須塩原市商工観光課同席のもとに協議・検討を行う。